

議案第 48 号

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成18年橋本市条例第150号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前に出産した者に係る橋本市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。